

平塚市総合計画 生活快適・夢プラン 第1次実施計画案へのご意見に対する回答

ご意見の募集期間

平成19年8月7日(火)～平成19年9月5日(水)

お寄せいただいたご意見数

項目	個人	団体	合計
意見者数	10	4	14
意見数	38	8	46
意見カード	8	4	12
意見フォーム (ホームページ)	30	1	31
その他	0	3	3

お問い合わせ：平塚市企画部企画課企画政策担当

電話 0463-23-1111 (内線2326、2327)

FAX 0463-23-9467

e-mail kikaku@city.hiratsuka.kanagawa.jp

第1次実施計画案へのご意見に対する回答

No.	第1次実施計画案のページ	対象の事業等	ご意見 ※原則としてお寄せいただいた原文を掲載しています。	回答
1	1	道徳教育推進事業	「道徳教育推進事業」について、「食」についても「道徳」と一体的に考えるべきである。「食」から「命の大切さ」、「労働の大切さ」、「感謝の気持ち」などを学ぶ必要があると考えます。	「道徳教育」は、学習指導要領に位置づけられており、学校教育全体で行っております。御意見のような「食から学ぶ」という考え方についても、既に含まれているものと考えております。
2	5	小・中学校視聴覚機器整備事業	主な事業内容で小・中で実施年度は同一にすべきと考えます。	財政計画を踏まえ、計画的に事業を進めてまいります。
3	7	桃浜町庭球場改修事業	テニスコートをいつも利用させていただいております。共同設備予約は、非常に倍率が高く、利用したいのですがなかなか利用できません。今回、コートの人工芝の改修が事業化されておりますが、みたところそれほど悪くなく、むしろ照明設備を投資いただき利用時間の拡大をご検討いただけないでしょうか。市民の生活も多様化しており、休日や平日夜間のみしか活用できない人も多いと思います。	桃浜町庭球場は、平成8年度に整備してから11年が経過し、人工芝の磨耗やラインが薄くなり老朽化しています。また、ライン部分は陥没して、つまずいたりボールがイレギュラーしたりして安全面で危惧されます。このため多くの方から改修の要望があります。また、桃浜町庭球場は住宅街にあるため近隣住民への配慮から夜間照明の設置や利用時間の延長は難しいと考えております。
4	7	ニュースポーツ等の推進事業	健康維持のために事業を推進することは賛成だが、次のように見直してほしい。 ・パークゴルフ場の設置を検討。 このように特定のスポーツに限定される施設を設置するのは止めるべきでは。スポーツの世界も流行が有って、多くの人が参加したり、あるいは参加者が少なくなり見向きもされなくなってくることも想定されます。 限定されるスポーツにししか利用できないのではなく、屋外でも屋内でも子供から大人まで参加できるスポーツを推進することが必要と思われる。	本市では、多くの市民にスポーツをする機会を与え、気軽にスポーツができる環境の整備を進めています。そのような中、パークゴルフは、年代・性別を問わず誰もが気軽に楽しく健康的にプレーできるスポーツとして、近年、競技人口も増え、パークゴルフ場の設置を要望する声が多く寄せられています。このため、パークゴルフ場の設置について、財政負担や維持管理経費の問題、設置場所の有無、民間業者の動向、他市他県の状況、また、市民意見を踏まえ、必要性なども含めて調査、研究してまいりたいと考えております。
5	11	ホームレス自立支援事業	「巡回相談」に加え、「緊急避難住居の確保」を付け加える。	ホームレスの巡回相談事業は、平成18年度から市単独事業として行っています。この事業は、ホームレスとなることを余儀なくされた人の生活を立て直すために、ホームレス自立支援法(平成14年に制定)や基本方針等を踏まえつつ、ホームレス1人ひとりの状況に応じて、就労支援や健康状態が悪化している人には医療機関への受診、年金の受給資格確認、近親者との交流の復活、さらに福祉的援助が必要な人には、生活保護の申請手続き等の支援をしています。 「緊急避難住居の確保」につきましては、これらの巡回相談を通じて、ホームレスの状況把握に努めながら、今後の中長期的な視点での検討課題とさせていただきます。
6	12	母子保健事業	妊娠・出産に対する不安解消のため……。とあるが、関連して産科や小児科の医師・看護師の安定期な確保を事業概要に追加していただきたい。	母子保健事業につきましては、健診などによる母子に優しい環境づくりを行うほか、育児不安が起きやすい生後4箇月までの乳児がいるすべての家庭を、保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん」事業などを行うこととしています。 なお、医師等の確保に対し、市民病院においては、関連大学病院医局を通じた医師確保の他、ホームページや有料のインターネットサイトなどを利用した一般公募による確保にも努めています。
7	15	特定健診・特定保健指導事業	医療制度改革としての事業と思いますが、19年度は「一」となっている。 広報・実施計画策定・医師/保健師/栄養士等研修等は19年度に実施すべきと考える。	特定健診・保健指導は、医療保険者の行う健診・保健指導として平成20年度から始まりです。平成19年度は事務事業として事前準備を行っていることから「一」と表示しましたが、来年度からの実施に向けた準備と広報を行っているため、ご意見のとおり事業内容に明示いたします。 なお、現在の具体的な取組として、事前周知としてはホームページに平成20年度から始まる特定健診・保健指導を掲載しており、10月の被保険者証の一斉更新時に同封するお知らせの中でも案内いたします。 また、国、県、保険者協議会等の主催する研修会で研修を受けた保健師や職員が中心となって、特定健診・保健指導実施計画の策定及び実施方法を検討しています。

No.	第1次実施計画案のページ	対象の事業等	ご意見 ※原則としてお寄せいただいた原文を掲載しています。	回答
8	19	都市づくり条例策定事業	事業内容:具体的条例に向けた取組みを意思表示すべき。 提案 環境性能評価 CASBEE 平塚バージョン	(仮称)平塚市まちづくり条例(パブリックコメント開始時には「都市づくり条例」)では、協働のまちづくりの仕組みや都市計画法に基づく都市計画提案手続き、開発事業に伴う手続きや基準などを定める予定です。 条例素案において、基本理念の一つとして、平塚市のまちづくりは、環境への負荷が少なく、持続的発展ができるよう行うことを掲げており、開発事業の基準の中に緑化の基準や樹木の保存について定めています。 ご意見のCASBEEにつきましては、建築物の構造や設備等について評価するシステムであることから、本条例での規定は難しいものと考えています。また、景観につきましては、第1次実施計画の事業として、景観法に基づいた景観計画・景観条例の策定・制定に向けて検討を行っています。
9	19	高度地区の変更事業	高度及び容積地区の変更事業とする。	本市における用途地域や容積率につきましては、良好な都市環境を形成するため、第一種低層住居専用地域につきましては容積率は概ね80%(JR東海道本線以南の同地域については容積率は100%)と定めています。 容積率の見直しにつきましては、地域の実情も考慮し、現在の指定がなされていますが、今後は、用途地域や指定容積率を勘案し、より一層良好な都市環境を形成するため、市街化区域全域において、建物の高さを一定限度に押さえる高度地区の指定をすることをしました。 また、現在検討を進めております(仮称)平塚市まちづくり条例素案において、開発行為等により設ける建築物の敷地面積の最低限度を、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域においては、120平方メートル、その他の地域においては110平方メートル、市街化調整区域においては150平方メートルとしています。
10	19	高度地区の変更事業	速やかに実施して頂きたい。 土地利用の方向として住居専用地域、商業地域、工業地域などがあり、且つ建築基準法で建蔽率・容積率などがありながら、この法の本来の目的(夫々の地域に見合った建物を建設する)を達成できない現状を良く認識しなければいけない。 住居として高層マンションができ、東京と同じ基準で地方の市街化を考えたら、高度制限を設けない限り、めちゃくちゃな町並みになってしまふ。	平塚市では既に高度地区の指定のある地域を含め、市街化区域全域で用途地域の指定状況を勘案した高度地区の指定に向けて、手続きを進めている状況です。 現在は、8月30日から高度地区の変更素案の地域説明会を開催しております。また、変更素案をホームページ、市役所1階市政情報コーナー、各公民館などで閲覧していただくことができます。併せて、市民の皆さんのご意見を反映できるよう、素案に対するパブリックコメントの募集(平成19年9月30日まで)もしております。
11	19	景観形成と歴史的遺産	歴史的景観維持のため、旧1号線(八間通り付近から大磯まで)沿いの建物高さ規制強化および道路改善	かつて平塚宿のあった東海道本通り(旧国道1号)沿いの地域は、湘南ひらつか都市景観づくり要綱に基づくまちみ景観形成モデル地区の歴史軸と位置付けています。 現在、平塚市で策定を進めている(仮称)平塚市景観計画におきましても、この地区を旧東海道の歴史資源や高麗山への眺望を活かした景観づくりを重点的に進める景観重点区域として位置づけることを検討しています。また、建物の高さ制限につきましては、市街化区域全域を対象とした都市計画高度地区の変更を検討しています。 高麗山への眺望を損なわない建物の高さ制限につきましては、この(仮称)平塚市景観計画の策定及び都市計画高度地区の変更における検討の参考とさせていただきます。 なお、旧1号線の道路につきましては、歴史軸としての位置づけを踏まえ、今後、改修等に際しましては、歩道を含め景観に配慮した道路整備を進めてまいります。電線地中化については、計画はありますが施行時期については未定となっております。
12	20 17	花のふれあいスポット推進事業 保全樹等指定事業	道路補修課だけのテーマではない。 広く、みどり公園課などと連携 総市民「どんぐり苗木造り」から植樹イベントなど広域的に取組む。	花のふれあいスポット推進事業につきましては、身近な生活環境を充実するための一環として、道路残地などを利用した植栽をするものです。 また、保全樹等指定事業につきましては、【守る緑】、【創る緑】、【育てる緑】を基本理念に、平塚市の地形や植生の特性をいかしたみどり豊かなまちづくりを進めることとしています。 これらの事業の推進により、「人と自然が調和したやすらぎのあるまち」をめざすこととしています。

No.	第1次実施計画案のページ	対象の事業等	ご意見 ※原則としてお寄せいただいた原文を掲載しています。	回答
13	21 17	遊歩道・自転車道ネットワーク推進事業 水辺の散策路整備促進事業	河川敷利用が平塚の観光資源 花水川添(沿)いに大山へのルートを整備 伊勢原市と協力 JR平塚(駅)よりサイクルロードの大山観光ルートを造る。〈まず計画案造(つくり)〉 川筋は花のスポットとする事で外部からの観光客を集める。	花水川沿いに大山ルートを整備するには、次のような課題を検討する必要があると考えており、この度のご意見につきましては、観光資源として活用していくために、伊勢原市と協議を行っていきたくと考えております。 (1)観光資源として活用するためには、大山参りとして利用されてきた歴史的ルート(平塚市内の花水川ルートと伊勢原市内のルートとの連続性)を調査・研究する必要があること。 (2)平塚駅または、花水川河口を基点とした自転車や徒歩のルートを設定した場合、大山まで距離があることから、安全なルートの選定とともに、危険箇所の調査や安全確保のための対策を十分行う必要があること。 (3)川筋に花のスポットを設置する場合、河川管理者の許可が必要になるとともに、観光スポットとして継続していくためには、維持管理費が高額となることから、地域の方等によるボランティア組織を設置する必要があること。 (4)伊勢原市と連携していくためには、ルートの選定やPR活動、維持管理なども含め、両市で十分な協議が必要となること。 なお、水辺の散策路整備促進事業につきましては、相模川の国管理区間右岸の堤外地の散策路の延長を国に要望する事業としてしています。
14	21	花と緑のふれあい拠点周辺道路整備事業	道路だけの取組みでなく、広く総合的取組みと位置づける。	本事業につきましては、花と緑のふれあい拠点の早期実現に向けて、第1次実施計画書案27ページにお示している「花と緑のふれあい拠点整備事業」とともに、県市協調道路整備事業として進めていくものです。
15	21	歩道設置事業、狹隘橋梁整備事業	下宮橋と立堀橋に歩道橋設置	下之宮橋と立堀橋は、狭い橋りょう整備事業として、第1次実施計画に位置付けをしておりますので、整備の優先順位等を総合的に検討し、早期実施に向け事業を推進してまいります。
16	24	事業系ごみ多量排出者に対する減量化指導事業	ゴミの減量化は、事業者だけを対象とするのではなく、家庭系のゴミ減量化の取組を行うため商品の販売者、消費者の家庭が協同で取組むことが必要のため、事業名を変更する。 「ごみ減量化指導事業」	事業系ごみ多量排出者に対する減量化指導事業は、事業系一般廃棄物を多量に排出する事業所を対象に、その処理に関する実績および減量化・資源化に関する計画書の提出を求め改善等を指導するものであります。 御提案の商品供給者と消費者の家庭が協同で減量化へ取り組むことについては、現在、スーパーマーケット等のレジ袋削減のために、買い物バックキャンペーンを展開しております。これは、レジ袋を削減するという共通の課題に対して、商店等と消費者が協同して減量化へ取り組んでいくものです。 今後とも、商品供給者と消費者の家庭が協同で減量化へ取り組む、新たな減量化の考え方として具体的な施策を網羅した事業を検討していきたいと考えます。
17	24	地球温暖化対策推進事業	家庭部門に対しては「CO2CO2プラン」で市民への呼びかけ、より具体的な取組が分かりますが、事業者、行政に対しては分かりやすい指標や目標値などの設定が必要と思われる。 特に二酸化炭素の部門別排出量の予測がなされた資料を見ていると、民生業務部門のH2年からH16年への増加が最も大きい、更に将来予測の増加量も大きい排出量のめやすをH16年並みに抑えられています。 目標達成のための具体的な取組が見えません。	本市では、地域の自然的社会的条件に応じた温暖化対策を推進するために平成19年3月に策定しました「環境基本計画改訂版」に合わせて、「平塚市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。この計画における温室効果ガスの部門別排出量においても、民生業務や家庭部門の増加傾向が顕著となっています。このため、計画に設定しました削減目標に向けた8つの重点行動(取組メニュー)を周知して、取組の推進を図ってまいります。具体的には、現行の「コツコツプラン」を基に、中小事業者等が無理なく取り組める新たな仕組みを考案し、実践活動と呼びかけたいと考えています。 なお、大規模事業者は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「エネルギーの使用合理化に関する法律」により、事業者自らがエネルギーの削減計画等を策定して、実践しています。
18	25	農地流動化促進事業	遊休化防止・解消のためには、専業農家以外の水田を借り上げ、組織化された株式会社が運用するなど、政策転換が急がれる。	遊休農地の防止・解消には、現在、農地パトロールの実施、農地の流動化、農作業の受委託の促進、特定法人貸付事業等を実施し解消に努めております。 ご指摘の株式会社の参入には、現行法では区域の指定等条件があるため参入が難しい状況ですが、現在、農林水産省が農地制度の見直しの中で、企業の農業参入の規制を緩和する方向での法改正を検討しているため、その中で対応していきます。

No.	第1次実施計画案のページ	対象の事業等	ご意見 ※原則としてお寄せいただいた原文を掲載しています。	回答
19	27	市民農園整備支援事業	単なる小割の市民農園でなく、体験農業など推進する特区をつくり、一般市民・グリーン・ツーリズム導入など。	体験農業については、寺田縄にある旧農業総合研究所跡地とその周辺に農業を学び、体験できる場として「花と緑のふれあい拠点(仮称)」が計画されており、平成22年3月に開設を目指して現在整備が進められています。 また、収穫体験については、米作り体験やいちごの摘み取り、芋ほりなどが既に事業の運営がなされており、規模拡大などの持続的発展には今後も支援してまいりたいと考えております。 なお、特区制度の導入については、地域の特性に応じた展開が必要であり、地域協力を始め、経済的な効果や地域活性・再生の効果の検証などその実現に向けた取り組みについて十分な検討が必要であると考えます。
20	29	食糧及び生活必需品の備蓄事業	各避難拠点に簡易トイレの設置も事業概要に追加していただきたい。(記載の生活必需品に含まれているかもしれませんが?)	本事業につきましては、災害用トイレの備蓄も行うことになっておりますので、現在「震災体制の充実のため、指定避難施設などに食糧・生活必需品を備蓄します。…」と記載されている事業概要を「震災体制の充実のため、指定避難施設などに食糧・災害用トイレなど生活必需品を備蓄します。…」に改めます。
21	32	中心市街地防犯パトロール	概ね賛同できますが、更に踏み込んでいただきたい。 現在駅前交番はMNビルにあるが、人数も少なく、北口ラスカ前まで監視できない。 そのため、同地を直視できる地点に交番を移設するようにしてほしい。	交番の場所等については、警察署の所管となりますので実施計画に位置付けることは困難です。
22	33	ノンステップバス事業	バスサービスの向上を一円のものも使わずに解決する方法がある。 それは、神奈中以外のバス事業者を招聘することである。	本事業は超高齢社会の到来に向け、誰もが楽にバスに乗り降りでき、バスを利用した移動の円滑化や安全性の向上をより一層推進するため、第1次実施計画に位置付け、国の協調補助制度を活用し、市内を運行するバス車両の低床化を促進するものです。
23	33	市民の図書館体験事業	・事業名を「図書館利便性の向上」と変更し、利用時間の拡大、返却場所の拡大など利便性の向上を図るよう事業名・事業内容の変更を提案します。 ・「市民が図書館業務を理解し、関心と意欲を持てるように」するために一日図書館員を経験するより、図書館がもっと積極的に市民に活用してもらうようことで図書館業務を理解してもらうことに変更したい。 ・次の理由にも記載しますが、平塚市図書館を市民が利用出来る度合いは神奈川県内で非常に低い位置にあって、近隣の大磯、二宮町に比べても低い、これらの町に出来て平塚市で実施できない理由は何か?もっと工夫が欲しいし、利便性を向上させる必要があります。	「図書館の利便性の向上」については、図書館の必須課題であり、恒常的な検討要件と捉えて、その向上に努めていきたいと考えています。 ご指摘にありますような、利用時間の拡大や返却場所の拡大などにつきましては、ある一定目標に達した時点で終了するのではなく、終わりのないものと考えていますので、実施計画には含めていません。 また、「市民の図書館体験事業」については、将来的に市民と協働で図書館運営を行うための事業と位置づけています。
24	—	全体のまとめ方について	基本構想のキーワードに対し、各課で提出された実施計画がばらばらに出され、くっつけて纏められてあると言う印象が強い。 関連部署が連携してあるテーマに色々なやるべき取組みを出し合ったほうが良い。 例えば「花と緑」金田地区をトータルでどう取り組むか、県とみどり公園課と、道路建設課、農産課、商業観光課全部絡んであるべき姿を計画して頂きたい。 此れに類する取組みが殆どである。	今回、パブリックコメントを実施した「第1次実施計画案」は、本市が取り組む数多くある事業のうち、平成19年度から平成21年度にかけて特に重点的に実施することとしている主要な事業を示しています。 掲載に当たっては、基本構想に示す「将来像」を実現するための5つの「基本目標」に連なる施策(基本計画にて概略を説明)毎に整理し、更に各事業の担当課を示しています。 この度の実施計画では、経常的な事業は極力省き、真に実施計画として位置付けが必要となる事業を選定しておりますので、御意見のとおり、大型事業などに関連する各課の経常的な事業を網羅しておりません。 このようなことから、事例である「花と緑のふれあい拠点整備事業(農産課)」では、その目的から「基本目標4:地力を伸ばす産業②熟成」へ、また、「花と緑のふれあい拠点周辺道路整備事業(道路建設課)」では、「基本目標3:やすらげる環境②住みごこち」へ位置付けています。

No.	第1次実施計画案のページ	対象の事業等	ご意見 ※原則としてお寄せいただいた原文を掲載しています。	回答
25	—	農作物に対する鳥獣被害対策について	農作物に対する鳥獣被害対策の事業の位置付けはないのか。	有害鳥獣による農作物への被害対策は農産課の通常事務事業として遂行している業務であり、実施計画への位置付けはそぐわないものと考えます。 本市としては、今までと同様にJA湘南をはじめ、管内の関係団体及び一市二町で組織する「湘南有害鳥獣対策協議会」での活動を中心に、お互いの連携や情報交換を通して、有害鳥獣による農作物への被害対策・被害の軽減策を継続実施し、被害による営農意欲減退の緩和や、農業従事者の安全確保を図ってまいりたいと考えます。
26	—	自転車を対象とした教育施設の整備事業提案	【要約】自転車のまち平塚として、自転車を対象とした教育施設が是非必要と考え、市民の誰もが簡単、手軽に自転車の安全な乗り方の指導や交通ルールを学べる施設の設置を要望する。市と交通安全協会と協働で市内遊休市有地等を活用し、自転車専用の交通公園の設置を強く要望するところである。	本市における自転車による交通事故は多発しており、その原因で最も多いのは、自転車を運転する人の交通ルールやマナーを守る意識の欠如によるものとなっています。安心安全なまちづくりを推進する本市においては、自転車による交通事故防止のための恒久的な対策は必要と考えます。更なる交通安全推進のため、各種の交通安全キャンペーン、交通安全教室等の実施により意識啓発に努めるとともに、自転車交通公園などの必要性も含めて検討してまいりたいと考えています。
27	—	教育施設について	子供達が環境問題(特に「ごみ」と「温暖化」)改善を身近に見聞きできる施設を作る。	プラスチック類やペットボトルなどのリサイクル施設として、平成16年4月に開設しましたリサイクルプラザは、資源再生物の中間処理施設に環境学習のできる啓発棟を併設し、太陽光発電システムや風力発電を設置するとともに、環境学習の体験室や研修室を整備して、環境啓発の拠点として活用しています。 その他の公共施設には、馬入ふれあい公園のアリーナ等の6施設に太陽光発電システムを設置しており、今後も施設の新築や改築に合わせて新エネルギー(特に太陽光発電システム)の導入を図っていきます。 また、平成18年度にはNPO法人の支援を受けて勝原小学校に太陽光発電システムを設置し、新エネルギーの普及啓発や環境学習の教材として活用する計画となっています。 なお、子どもたちの環境学習については、平塚市独自規格の「学校版わかば環境ISO」により、市内幼稚園、小・中学校において学校生活の中で実践活動を通じて環境問題を学んでいます。
28	—	子育てに関する事業全般について	地域課題特に「子育て」の課題に積極的に取り組む事業として、民間の力を活用する視点がまったく抜けてしまったように思えます。市民活動やNPOの活動や事業を活用しての課題解決を事業化すべきと考えます。 特に、就学前までの支援については、ファミサポ、子育て支援センター、保育所以外に、さまざまな場面での子育て支援がおこなわれています。 公的なサービスでこぼれている支援を行なっている市民活動やNPOを地域コーディネーターが積極的に掘り起こし活用するというのなら、そのように記述してほしいと考えます。	第1次実施計画では、子育て中の家庭が、身近な地域で気軽に交流できる環境の整備や、市民活動としての子育てサークル等の輪の広がりを推進し、子育てを楽しく行えるよう支援するとともに、子育てに関する多様な情報提供や相互の情報交換を活発に行い、各機関の連携を図り、ケースに応じたきめ細かな相談体制を充実することとしており、子育て支援の拠点となる「つどいの広場」の拡充や地域の子育てサークル等の育成・支援を実施します。 また、地域では今、地域住民の一人ひとりの生きがいの創出や自己実現を達成することを地域づくりの場面を通じてサポートし得る人材が必要になってきており、計画には「地域コーディネーター養成事業」を位置づけています。この「地域コーディネーター」は、地域の多様な資源を活用し、地域づくりを行う様々な活動主体に働きかけ、それらを適切につなぎながら、地域が連携して課題解決に取り組むことを促進する役割を担うと考えています。
29	—	ごみの排出を抑制し、資源化を進める	家庭ごみの有料化および資源化の拡大	家庭ごみの有料化については、大和市が昨年実施し、藤沢市も10月施行の予定であり、排出抑制、減量化、資源化を促進し、受益者負担意識や経費抑制を推進し、地道な活動をしている人が報われる制度として、本市においても検討しているところです。 また、資源化の拡大については、生ごみは、堆肥化、バイオマス対応、剪定枝は、チップ化したうえで、堆肥化、敷材として、また燃料として利用するなど、いくつかの処理方法が考えられます。 ただ、市民への分別のお願いは負担増を招き、協力が得られない場合もあり、協力いただけるかどうか、見極める必要があり、さらには、資源化物の循環利用の環作りのシステムの拡大及び維持もあるので、資源化の拡大については、総合的に判断したいと考えております。

No.	第1次実施計画案のページ	対象の事業等	ご意見 ※原則としてお寄せいただいた原文を掲載しています。	回答
30	—	動物について	戸籍登録証発行 免許証のような登録制度で動物の飼養を監視します。	犬については、狂犬病予防法により登録義務がありますが、他のペットについてはその義務がありません。
31	—	動物について	農業体験を通じた情操教育 米作り体験で、身近に接している学校飼育のウサギに糞や、動物園の鳥にくず米を寄贈するなどして、食と生命の繋がりを学びます。	農業体験では、主な目的を「農業理解の促進」としていますが、環境理解であったり、生物理解であったりと様々な視点で捉えることができます。ご意見のように「情操教育」も一環とすることは、その体験事業の中での取り組みとして考えれば、対応できるものと思われませんが、米作り体験においては、糞やくず米も様々な用途で活用されており、情操教育の一環として利用するのであれば、事前に調整が必要になります。
32	—	動物について	平塚市自然環境評価書(愛護動物編) 平塚市自然環境評価書の調査で、愛護動物の問題を把握します。	平塚市の西に位置し、鷹取山山麓から愛宕山にかけての丘陵地と、座禅川や不動川流域一帯である西部丘陵地域は、市内でもっとも自然環境が豊かな地域です。自然環境評価書は、このような西部丘陵地域において現況の自然環境を評価し、今後の自然環境の保全策を講じるための基礎資料として作成しました。このため、人の飼養及び管理されている愛護動物を調査する主旨のものではありません。また、外来生物等につきましては、国・県の指導等を受けながら、引き続き、外来生物法を遵守していきたいと考えております。
33	—	動物について	リタイア犬等の委託支援 盲導犬になる子犬を育てることや、活躍した引退犬を引き取るなどの、飼育奉仕者の活動支援を通じて、市民への理解を促します。	盲導犬を始めとする補助犬につきましては、平成14年10月1日の身体障害者補助犬法の施行により、補助犬が一定の基準に則って公的認定を受け、社会が安心して補助犬を受け入れることが可能となりました。 このような中、神奈川県を中心に補助犬の啓発事業を展開しており、本市としてもホームページへの掲載やパンフレットを備えるなどして普及啓発活動に努めているとともに円滑な利用を図ることが使用者の自立と社会参加を促進することと認識しております。 従いまして、第1次実施計画におきましても、特に事業の概要には載せておりませんが、「社会参加・交流促進事業」の一つとして考えております。
34	—	動物について	高齢者のペット飼育の介護支援 高齢者の飼育動物に関する生活介護支援を、動物介護ヘルパーを充実します。	高齢者世帯の増加により、ご指摘のようなペットの世話が困難となる世帯が増えてくると思われる。一方、介護給付の増加に伴い、高齢者が負担する介護保険料も上昇しているため、提供される介護サービスが選別されていることから、犬の散歩のようなサービスが介護保険のサービスに組み込まれることはないと考えております。 本来、ペットの飼育については自己の判断で始められるため、自己の責任及び負担でなされるべきであると考えます。
35	—	動物愛護全般 計画の考え方について	動物の愛護、動物の適切な飼育等を教育、啓蒙がなされていない	学校教育において児童・生徒は、動物の飼育やふれあい活動などを通して、動物の命を大切にすることを養ったり、適切な飼育の仕方を学んだりしております。 具体的には、小学校1、2年生の生活科の内容の中に「動物を飼ったり、植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもち、また、それらは命をもっていることや成長していることに気づき、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようになる。」という項目があります。飼育や栽培の活動を通して、生き物への親しみを深め、その児童なりに動植物への適切なかわり方が生まれてきたり、命の尊さを学ぶ機会となったりすることを目指した指導が行われております。 また、道徳教育の中では小中学校全学年にわたり、「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」という内容が位置づけられており、児童・生徒の発達段階に応じて、動植物に優しい心で接することや自他の生命を尊重することなどを旨とした道徳教育が進められております。
36	—	動物について	飼い主基金設立 費用が掛かる新たな飼い主探しのサポートのために、アフィリエイト制度を導入、ホームページ閲覧から誰もが寄付できます。	動物行政(里親探し)は基本的に神奈川県にあり、具体的には平塚市内にある県動物保護センターが実施しています。

No.	第1次実施計画案のページ	対象の事業等	ご意見 ※原則としてお寄せいただいた原文を掲載しています。	回答
37	—	動物愛護全般 計画の考え方について	動物の相談窓口がない	動物の相談窓口は、神奈川県(平塚保健福祉事務所、動物保護センター)において、動物の遺棄、虐待、放し飼いについて対応しています。 フンの不始末については、広報ひらつか、市のホームページ、チラシ配付等による啓発や看板の配付を実施しています。
38	—	動物愛護全般 計画の考え方について	動物の飼育について、適切に指導・助言できる者が足りていない	動物の飼育について、神奈川県(保健福祉事務所、動物保護センター)が飼い主への指導、助言をしています。
39	—	動物愛護全般 計画の考え方について	ブリーダーの管理・責任が不十分	動物の愛護に関する法律第10条及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第9条により動物取扱業は県の責務とされています。
40	—	動物愛護全般 計画の考え方について	飼い主の不明な動物の保護ができない	動物の引き取りは、基本的に動物の愛護に関する法律及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例により、神奈川県にあります。
41	—	動物について	同行避難訓練の推進 総合公園ふれあい動物園を、一時保護、避難所(ドックラン活用)への転換づくりをおこない、広場でしつけ教室や災害訓練で、市民との信頼関係を築きます。	指定避難施設までの避難等については飼い主の責任のもとに行うものと考えています。また、現在のところ本市では同行避難訓練を行う予定はありません。 ふれあい動物園は、遠足を含め年間15万人以上の方々が来園されており、3万人以上の子どもたちがポニー乗馬をするなど、好評を博している施設です。一時保護施設・ドックランへの転換は考えておりません。
42	—	動物について	総合公園ふれあい動物園を、一時保護、避難所(ドックラン活用)への転換づくり 動物の一時保護施設で、捨てられた動物と触れあいながら、楽しく動物の生理や習性を学び、環境保全を学びます。ドックラン広場でしつけ教室や災害訓練で、市民との信頼関係を築きます。	
43	—	動物について	「ひらつか未来市民会議 提言書内容」 小さな生き物の一時保護飼養施設と情操教育やふれあい提供 「平塚市民提言の会 提言書」 総合公園ふれあい動物園を一時保護、避難所(ドックラン活用)への転換づくり ●総合公園ふれあい動物園を、動物の一時保護施設に変更。 大阪府一時保護センターより優れた運営と、自治体で実施している普及啓発を参考にしてみたい。 ポニー舎馬場 →ドックラン、同行避難訓練場所、補助犬のデモンストレーションの場、里親探しの普及啓発の譲渡会場など、多目的スペース。 犬・猫・一時保護施設(動物愛護、身体障害者補助犬) 犬舎→自然動物保護の一時保護施設(里山保全) 管理棟動物→外来生物の展示(許可済み)施設(外来種対策、里山保全) 小鳥舎→県事業の規則外の動物、一時保管場所(外来種対策、里山保全) 小動物舎→小動物(ウサギ、ハムスター、フェレット、爬虫類など)一時保護施設 ふれあい施設→ふれあい事業継続(保護動物) アヒル、ガチョウ舎→亀、ザリガニ等の外来種 一時保護施設 その他、建物内に外来生物、愛護動物の説明展示	
44	—	動物愛護全般 計画の考え方について	総合公園ふれあい動物園の一時保護、避難所(ドックラン活用)の転換づくり 補足:ご意見の理由 大阪府一時保護センターより優れた運営と、自治体で実施している普及啓発を参考にしてみたい。年間約3千万円前後の運営費はすでに出ている、新たな費用は全く掛からない。大阪府一時保護センター事業運営費、委託事業、年間予算決算2千万円(口答にて)、動物愛護の一時保護施設運営は成り立っている。	
45	—	動物愛護全般 計画の考え方について	総合公園ふれあい動物園の一時保護、避難所(ドックラン活用)の転換づくり 補足:ご意見の理由 平塚市自治体の事業次第で、普及啓発について県事業は喜んで協力する助言をいただいている。神奈川県庁、生活衛生課の問い合わせ、自治体で一時保護施設運営可能な助言をいただいている。	

No.	第1次実施計画案のページ	対象の事業等	ご意見 ※原則としてお寄せいただいた原文を掲載しています。	回答
46	—	野宿者の自立支援の視点からする実施計画案への意見	<p>実施計画案には、「ホームレス自立支援事業」の概要として「生活に関する相談や、保健及び医療の確保」、主な事業として「巡回相談」とあり、これらが重要な施策であることに異存はありません。</p> <p>ただ市内の野宿者の状況は依然として厳しいものがあり、上記に挙げられた内容の事業だけでは野宿者の自立支援として十分ではありません。野宿者の自立支援がより効果的に行われるため、現在行われている巡回相談等に加えて、次のような施策(事業内容)を実施計画に加えるよう、前向きなご検討を期待します。</p> <p>(1) 住居の確保 野宿者はもともと危機的な住居喪失者でありますから、住居の確保を支援する事業が肝要です。 ア 実施計画案には、「民間住宅借上事業」「万田貝塚住宅建替整備事業」という住宅関連事業が見受けられます。これらの事業にかんじて、危機的な住居喪失者である野宿者への特別な配慮を行うようお願いいたします。とくに「民間住宅借上事業」にかんじては、すでに市川市など他都市で野宿者向け事業として実施されている先例もありますし、実現可能性(フィージビリティ)は高いと考えます。 イ 野宿者などの居宅を持たない人に対し、アパート入居を促進するため、不動産業者や大家さんとの連携を制度的に強化するなど施策を行ってください。</p> <p>(2) 生活保護の適正実施・路上待機の解消 ア 今日、格差・貧困問題が顕在化するなか、野宿者など生活に困った人が、誰でも最低限度の「自立した、健康で文化的な生活を送れるように」(実施計画案)保障することが重要です。“最後のセーフティネット”としての生活保護を、生活保護法の趣旨にのっとり適正に実施してください。誰でも生活保護を申請する権利があることを周知啓発する施策を行ってください。また、要保護者に現に住所・居所がないことや施設の空きがないことを理由に保護実施を拒否・遅延したり、居宅保護原則を曲げて施設保護を強要するなどの違法な運用を根絶する施策を行ってください。 イ とくに最近、野宿者が生活保護開始となるまで、数週間～数ヶ月の路上待機を市から求められるケースが目立っています。これは法的に見て問題がありますし、なにより野宿者の自立の意思を奪うものだと考えます。この路上待機を解消するための施策(事業内容)を求めます。上記(1)イのアパート入居促進施策は、路上待機解消のためにも必要です。</p> <p>(3) シャワー室の設置 野宿生活を長期に渡って送っている方のなかには、自助による路上脱却を模索しているも、そのために必要な「身づくろい」などができないために、願いがかなわない人が多いです。こうした方々の自立を促進するために、シャワー室の設置・無償提供を求めます。「身づくろい」をできないことで自尊心が損なわれることは、自立支援のうえで無視できません。なぜなら、それによってせっかく持っていた自立意思を断念してしまうケースが多いからです。</p> <p>(4) 就労対策 いったん野宿者となってしまった人々が、自助だけで就労活動を行うことには問題があります。そもそも中高年層には仕事がありません。就けるとしても、短期的で低賃金の過酷な仕事が多く、ふたたび路上にもどってきてしまいます。野宿者の自立支援には、就労対策を盛り込むことが必要です。具体的には、より安定した就労の斡旋、就労指導員の配置、などが考えられます。</p>	<p>ホームレス巡回相談については、平成18年度から市単独事業として行っており、この1年間で108人の方にお会いをし、生活上の悩みや希望などを聴きながら、状況に応じて医療機関への受診や入院、無料定額宿泊施設や保護施設の入所、生活保護の申請などの支援を行いました。今後も引き続き、ホームレスとなることを余儀なくされた人の生活を立て直すために、ホームレス自立支援法や基本方針等を踏まえつつホームレス1人ひとりの状況に応じた支援をしていく考えです。</p> <p>また、巡回相談を通じて、さらにホームレスの状況把握に努めながら、貴団体の意見・提言等も踏まえまして支援すべき内容、支援方法などを中長期的な視点で検討していき、本市におけるホームレス自立支援策を講じていきたいと考えています。</p> <p>御意見、御提言について、現状は次のとおりとなっておりますので、御理解をお願いします。</p> <p>(1) 住居の確保 実施計画案のなかの「民間住宅借上事業」「万田貝塚住宅建替整備事業」は、市営住宅整備事業として位置づけています。 市営住宅入居の対象者は、住宅困窮者全般で捉えているため、ホームレスのみを特別扱いすることはできない状況にありますし、また、入居資格要件の一つとして、平塚市に1年以上住民登録をし引き続き居住しているということがあります。また、市川市のように民間住宅の借り上げをしたらどうか、とのことですが、本市としては当面、NPOでの就労(自立)支援を県と協働で行うことにより、無料低額宿泊施設の滞留化を解消し、新たな受け入れを可能な状態にしていく考えです。</p> <p>(2) 生活保護の適正実施・路上待機の解消 ホームレスから保護に関する相談があった場合は、要保護者に対し生活保護制度の趣旨を説明した上で、保護申請の意思がある場合は申請していただいています。居住の場所がないことや管内に住居や入所可能な施設等がないことを理由に申請を拒否することはしておりません。また、生活保護の目的である最低限度の生活を保障する上で、要保護者の安定した居住の場の確保が不可欠であることは十分認識しておりますが、これまでの取り組みから、家賃や公共料金の滞納、金銭管理ができていない借金の申し入れ、室内清掃やゴミだしができていない事例などから、路上待機の解消については、前述したとおり、NPOでの就労(自立)支援を県と協働で行うことにより、滞留化の見られる状況を解消し、新たな受け入れが可能な状態にすることを考えています。</p> <p>(3) シャワー室の設置 利用を希望される方には、市の西附属庁舎のシャワー室を御利用いただいております。</p> <p>(4) 就労対策 路上生活状態から正規的就労に結びつくことは、なかなか難しいために、一般的には、居所の安定→連絡先の確保→求職活動→就労といった流れとなります。この際、生活保護の受給が前提となりますが、今年度後半は従来の就労指導員による就労支援とは別に、無料低額宿泊施設入寮者のために県の就労支援員の派遣を依頼し、就労阻害要因の少ないケースについては、短期・長期若しくはパート・常勤を問わず就労支援をしていくよう現在調整しております。</p>